

- (1) 障害者差別解消法に係る対応事案等の  
報告について

# 障害者差別解消法に係る対応事案の報告について

## 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共有する社会の実現につながることを目的に平成 28 年 4 月 1 日に施行された。

同法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。

本市では、本法の制定を受け、本市職員対応要領を策定しており、対応要領において、本法に係る本市市内の対応事案について集約し、市地域自立支援協議会へ報告するとしていることから、今般、平成 28 年度の対応事案について報告するものである。

## 2 障がいを理由とする差別を解消するための措置

### (1) 不当な差別的取扱いの禁止

障がい者に対しては、正当な理由なく、障がいを理由として、財やサービス等の各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害を禁止すること。

#### 【具体例】

- 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供を拒む。
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 など

### (2) 合理的配慮の提供

障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### 【具体例】

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助、携帯スロープを渡すなどする。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後、左右、距離の位置取りについて障がい者の希望を聞いたりする。
- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。 など

## 3 本市における取り組み

### (1) 市職員対応要領の策定

障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針では、差別を解消する措置として、国及び地方公共団体において、具体例を盛り込んだ対応要領を定めることとされている（地方公共団体においては、努力義務）こと

から、本市においても、市職員が適切に対応するため、市地域自立支援協議会及び市内の各障がい者団体の意見を聴取したうえで、平成 28 年 4 月 1 日に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関するいわき市職員対応要領」を策定した。

(2) 市広報紙による周知

広報いわき（平成 28 年 11 月号）において、障害者差別解消法の施行について掲載した。

(3) 市啓発リーフレットの作成

リーフレット「知っていますか障害者差別解消法」を作成し、各地区保健福祉センター及び各支所等へ設置、市内の各相談支援事業所へ配布した。

(4) 市新規採用職員に対する研修

市職員対応要領を基に研修を行った。

#### 4 障害者差別解消法に係る対応事案の集約及び報告

不当な差別的取扱い及び合理的配慮に係る相談及びその対応については、障がいの特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性を有することが見込まれることから、本市では、今後の対応及び市職員対応要領の見直しに生かすため、対応事案について市障がい福祉課が集約することとしている。

また、集約した結果については、毎年度、市地域自立支援協議会全体会議において報告することとしている。

#### 5 平成 28 年度の本市庁内における障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

(1) 集約方法

平成 28 年度の本市庁内における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する相談及び対応事例について、各部等（行政委員会を含む）に対し照会を行った。

(2) 集約結果

回答 差別的取扱い 1 事例・合理的配慮の提供 5 事例  
詳細は別紙のとおり。

#### 6 今後の取り組み

引き続き広報紙、市ホームページ及び市民啓発事業等において市民への啓発に努めるとともに、新規採用研修や庁内研修において市職員への周知を行っていく。

## 平成28年度 障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果（一覧）

### 1 差別的取扱い

区分	部課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	市民協働部 市民課	本人以外を受取人とする際に、規則に基づき理由を聴取しようとしたところ、「障がい者だから聞いているのか、不当な対応だ」と抗議された。 抗議に対し、法令の規定により、状況や理由を聴取しなくてはならないことを、本人に説明した。	—	男性	不明	身体障がい

### 2 合理的配慮の提供

区分	部課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	市民協働部 男女共同参画センター	「男女共同参画の日」や「ウーマンフェスタ」等の大きな会場での講演会では、聴覚障がい者等も参加できるように手話通訳者を配置している。	不特定多数	—	—	身体障がい
2	教育委員会 中央公民館	窓口に来館された方に対し、職員の筆談等や、手話通訳者を派遣してもらうことで対応した。	個人	男性	70代以上	身体障がい
3	教育委員会 好間公民館	大きな段差がある場合に、車いすを持ち上げたり、簡易スロープをかけたり、より段差が小さい通用口を案内した。 また、2階への階段では、階段昇降機利用の補助を行った。	個人	男性	70代以上	その他
4	教育委員会 好間公民館	座っている間に体位の保持が難しい方に対して、背もたれや肘掛けがある椅子を用意した。 また、歩行が難しい方の屋外移動用として、手押し車や車いすを準備した。	個人	女性	70代以上	不明
5	教育委員会 平窪公民館	通行の妨げになるような場所に物を置かないようにした。	個人	女性	不明	身体障がい

(参考) 障がい福祉課では、要請を受けた場合、各種講演会や大会などに、手話通訳者や要約筆記者を派遣している。